

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

1. 支援金の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、社会福祉協議会が実施する総合支援資金の再貸付が終了するなどして、特例貸付が利用できない世帯であって、求職中または生活保護を申請中の世帯に対して最大3か月間支援金を支給することにより、就労による自立を図り、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげることを目的とする。

2. 支給対象者

(1) 再貸付終了等要件（次のいずれかに該当するものである）

- ① 申請月の前月までに、総合支援資金の再貸付が終了している
- ② 申請月が、総合支援資金の再貸付の最終借入月である
- ③ 総合支援資金の再貸付が不承認となった
- ④ 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった
- ⑤ 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月である

(2) 生計維持要件

申請月において、世帯の主たる生計維持者である

(3) 収入要件

申請月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計が、次に示す金額以下である

単身世帯：137,700円

2人世帯：194,000円

3人世帯：241,800円

4人世帯：283,800円

5人世帯：324,800円

収入には年金や失業手当、児童扶養手当等の公的給付も含まれますが、**住居確保給付金や低所得子育て世帯生活支援特別給付金等の臨時的に支給されている給付金は収入に含みません**

※6人世帯以上はお問い合わせください

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費は除く）とする

(4) 資産要件

申請時における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する、預貯金及び現金の合計が、次の金額以下（最大でも1,000,000円）である

単身世帯：504,000円

2人世帯：780,000円

3人世帯以上：1,000,000円

(5) 求職活動等要件（次のいずれかに該当するものである）

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける無料職業紹介の窓口で求職の申込をする
- ② 生活保護を申請する

(6) その他

- ① 職業訓練受講給付金を受給していない
- ② 生活保護を受給していない（生活保護を申請して決定を待っている状態の場合は可）
- ③ 偽り、その他不正な手段により再貸付又は初回貸付等の申請を行っていない
- ④ 暴力団員でない

3. 支給額（月額）・支給期間

支給額	単身世帯	：	60,000円	支給期間
	2人世帯	：	80,000円	1月ごとに <u>3か月</u>
	3人世帯以上	：	100,000円	

4. 申請期限・申請方法

申請期限 令和4年8月31日まで
申請方法 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、以下まで郵送でお送りください

〒192-8501 八王子市福祉部生活自立支援課
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター

5. 審査・支給決定

八王子市で審査を行い、審査結果を申請者あてに通知（支給決定・不支給決定）します。支給が決定された場合、受給者の口座に支援金を振り込みます（申請が月の中旬だった場合など、審査に時間を要するため翌月からの振込になる場合があります）。

6. 受給中の義務

受給中は、常用就職に向けた次の就職活動を行い、毎月指定した日までに報告書を提出してください。

- (1) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
- (2) 月2回以上、公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける無料職業紹介の窓口で就職相談等を受ける
- (3) 原則週1回以上、求人先へ応募を行うまたは求人先の面接を受ける

※報告書の提出が確認できない場合、支給停止もしくは中止になる場合があります

7. お問い合わせ先

八王子市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金コールセンター

電話：042-620-7283
FAX：042-627-5956

月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分（祝日は除く）

※つながりにくい場合は、しばらく経ってからおかけ直してください